

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年12月22日(月) 開会 午後 3時45分 閉会 午後 4時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 6番委員 桑野 欣伸 7番委員 宮崎 秀喜 8番委員 原田 和彦 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 13番委員 岡田 敏明 16番委員 美間 亮 17番委員 近藤 和隆 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について</p> <p>第2号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る目標地図の素案の決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について</p> <p>第7号議案 非農地証明願の審議について</p> <p>第8号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について</p> <p>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</p> <p>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</p>

	<ol style="list-style-type: none">4. 農地法第18条第6項の処理について5. 農地であることの証明について6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について7. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について <p>(農政関係)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について
--	--

(開会 午後3時45分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなりましたので、進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から令和7年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号15番廣瀬長市委員と、議席番号4番野口俊廣委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、金澤敬治委員、植田美恵子委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。

第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年10月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧(令和7年10月分)のとおりで、南井上・勝占・川内・応神・渭東・多家良地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、12月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、令和8年1月に農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われまふ。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にならぬようございませぬので、採決いたします。

第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、案に異議なしとして、承認することに異議ございませぬか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、案に異議なしとして承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまで

お待ちください。

続きまして、第2号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る目標地図の素案の決定について、審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の第2号議案を御覧ください。地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る目標地図の素案の決定について説明いたします。

地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法に基づき徳島市長から目標地図素案の作成及び提出依頼があったので、目標地図素案を決定し提出するものです。なお、今回決定する目標地図素案は、これまでの地域計画からの除外や農地の権利移動、新たにアンケートの回答があったものを地図に反映させたものであります。

目標地図に位置付ける者（耕作者）の考え方ですが、これは令和7年3月に策定されたときと同じですが原則として、自作地の場合は、所有者回答ありの場合、所有者を目標地図に位置付け耕作者の番号を表示しております。また、所有者回答なしの場合、検討中とし、番号の表示をしていません。

貸借地については、所有者回答あり、借り手回答ありの場合は、現耕作者（借り手）を目標地図に位置付け、耕作者の番号を表示しています。所有者回答あり、借り手回答なしの場合は、検討中で番号の表示をしていません。所有者回答なし、借り手回答ありの場合は、現耕作者（借り手）を目標地図に位置付け、耕作者の番号を表示しています。所有者回答なし、借り手回答なしの場合は、検討中で番号表示をしていません。なお、※にありますように、アンケートにより、農地を売りたい等の意向が明確な農地、アンケート裏面に、売りたい等の記載のあった農地については、検討中としております。また、アンケート未回答者及びアンケート対象外者（所有又は耕作面積100㎡未満）の農地については、耕作者を特定できないため、検討中としています。

次に地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）一覧ですが、新しくアンケートの回答があったものは令和7年3月に告示したものに追記しております。また、地域計画からの除外等によって、耕作面積が0になった担い手は番号は欠番にしてその他の情報を削除しております。

以上、本日お配りしております地図が各地区の「目標地図素案」で、徳島市長に提出しようとするものでございます。なお、農業を担う者一覧も関連があるため添付しております。第2号議案の説明は以上です。御審議よろしくをお願いします。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。本案件につきまして、事務局案を目標地図素案として、徳島市長に提出してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

議長 それでは、本案件につきましては原案のとおり決定いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支

障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後20aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後287aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後204aに至り、譲受人は対象地において、れんこんの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後9aに至り、譲受人は対象地において、さつまいもの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後370aに至り、譲受人は対象地において、さつまいもと大根の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上5件で、対象地は、田6,006.56㎡、畑2,852㎡、合計8,858.56㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を露天農業用機械・車両置場に転用するものです。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第4号議案は、全1件で地目は、田358㎡、畑30㎡、合計388㎡です。転用目的は、駐車場・資材置場となります。また、再生可能エネルギー事業計画認定をと

っていないことを確認済です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家住宅に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている造園業の会社に貸し付ける、露天貸植木仮植場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が非農家の世帯分離住宅に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自身が代表となっている包装資材会社に貸し付ける、露天貸駐車場に転用するものです。

6番、7番、8番は転用者が同一であるため、併せて説明します。申請地はいずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、販売業を営んでいる借人が露天駐車場に転用するものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が露天資材置場に転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、運送業を営んでいる譲受人が露天駐車場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である6番、7番、8番、9番、10番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全10件で、地目は、田7,590.86㎡、畑1,588㎡で合計9,178.86㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,156.86㎡、駐車場・資材置場6,776㎡、その他施設用地1,246㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、6番、7番、8番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月8日の15時30分から、6番、7番、8番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町観音寺字矢三田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が営んでいる商業施設の従業員及びテナント従業員の露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、市道と同じ高さにし、盛土と砕石敷きにするとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透とし、地元土地改良区からの意見書が提出されています。進入路は南北の既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして9番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員 今月8日の15時から、9番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は谷川委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町矢野字原地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天資材置場に転用するものです。造成については、砕石で整地し、市道の高さに合わせるとのことです。排水については、雨水のみで地下浸透とし、大雨時の土砂の流出を防ぐため、西側水路に雨水柵を新設して排水する計画ですが、土地改良区の管轄外のため、上申書の提出があります。進入路は西側の既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして10番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月8日、14時から10番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、近藤推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の5名です。

申請地は、国府町井戸にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転して、譲受人が露天駐車場に転用するものです。造成については、境界敷地から少し距離をあけてのり面施工し、隣地に土砂の流出を防ぎます。北側道路沿いに水路がありますが、一部に床板橋を設置し、進入路を確保するとのことです。また、排水については、雨水のみで地下浸透としますが、土地改良区の管轄外のため、

上申書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、南井上地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番、9番、10番を許可し、6番から8番を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案は、1番から5番、9番、10番を許可し、6番から8番を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書5ページを御覧ください。

1番は、蓄電池設置施設として許可していたもので、変更内容は設置する蓄電池コンテナの台数を4台から2台に変更するものです。変更理由としましては、市場の動向、経済事情などの状況を踏まえ、当初の設備投資額を抑えるべきであると判断したためです。コンテナ設置用の架台はすでに4台分施工済みであり、今後の市場の状況を見て4台に増やす可能性はありますが、一定期間は2台で運用するということです。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われまふ。

第6号議案は、1件で、地目はその他756㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地756㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農地転用の事業計画変更申請について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和52年建築の専用住宅の付属建物の敷地として利用されているとのことです。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月5日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和40年頃に行われた進入道路拡張のための土地交換で住居として利用されているとのことです。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は平成13年頃から住居として利用されていたとのことです。3番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和60年頃から住居として利用されていたとのことです。4番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成3年3月10日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第7号議案は4件で、対象地は、田186㎡、畑105㎡、合計291㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地証明願について、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書7ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、賃貸借権が20件、使用貸借権が15件の合計35件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から7番が、多家良地区15筆・7件、

8番が、勝占地区7筆・1件、9番と10番が、八万地区5筆・2件、11番が、上八万地区1筆・1件、12番から14番が、入田地区10筆・3件、15番から16番が、不動地区2筆・2件、17番から20番が、応神地区8筆・4件、21番が、川内地区1筆・1件、22番から26番が、国府地区8筆・5件、27番と28番が、南井上地区6筆・2件、29番から35番が、北井上地区11筆・7件となっております。

権利設定については以上で、田37筆41,197.98㎡、畑37筆38,858㎡の合計74筆80,055.98㎡となります。第8号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。
議案書13～15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得10件受理しました。
議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。2件受理しました。
議案書17ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。
議案書18ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。5件受理しました。
議案書19ページを御覧ください。5番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。
議案書20ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。
議案書21ページを御覧ください。7番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。
御意見なければ、次の農政関係の報告事項へ進めます。農業委員、農地利用最適化推進委員の募集についてでございますが、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、農政報告の農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について、御説明いたします。皆さんの任期は令和8年7月19日までとなっております。改選に向けて準備をすすめる時期となりました。募集時期や応募方法などについて、お手元にお配りしております、来年1月1日発行の農業委員会だよりを使って説明します。1枚めく

って2ページを御開きください。

まず、主な仕事については、農業委員と推進委員が連携して活動することとしておりますが、農地権利移動の許認可等の議決権は、農業委員だけにあります。次に、資格要件については記載のとおりですが、③の「法令等により兼職が禁止されている職にある者」については、国会議員や市の公平委員会委員、さらに農業委員さんについては、市の教育委員や固定資産評価審査委員などが該当します。

次に、任用期間は農業委員が令和8年7月20日からで、推進委員がその月の総会日からとなりまして、令和11年7月19日までの3年間です。

次に、募集人数は、農業委員については市全体での19人募集、うち中立委員1人としております。推進委員については18人となっておりますが、それぞれの区域ごとに募集を行い、それぞれに定数があります。応募・推薦時はどの地区に対して行うのかを明記することになります。具体的には、次のページの中ほどで、現担当地区割のとおりになっております。報酬については記載のとおりで、身分は徳島市の非常勤の特別職です。応募については、個人からの推薦、団体からの推薦、自分で応募の3種類の方法がありまして、応募期間については、令和8年2月20日～3月19日と設定しております。書類の配布等については、2月10日からと記載しておりますが、実際には、1月15日号の広報とくしまで募集の記事を掲載しますので、同日から配布できるようにはしておきます。

次のページに移りまして、提出書類はそれぞれの応募のパターンに対応した様式となっております。

選考につきましては、それぞれ選考委員会を開催して候補者を選出し、農業委員については市長が任命、推進委員については、農業委員会による委嘱ということになります。

今後、JAや推薦母体となりうる団体等に若者や女性の推薦も考慮した募集の案内をしていこうと思っておりますので、皆様にも御協力よろしく申し上げます。

なお、今後の話になりますが、引き続き推薦を受けられた委員さんで前回の申請書を参考にしたい場合は、言っていただければ本人にコピー等お送りしますので、お伝えください。以上で説明を終わります。

議長

ただ今、事務局からの説明がありました。何か御意見、御質問はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は1月29日木曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。